携帯電話使用規程

第1条（総　　則）

この規程は、会社が社員に貸与する携帯電話の取扱いについて定めたものである。

第2条（貸　　与）

　会社は、業務を効率的かつ迅速に遂行する上で、携帯電話を使用する必要があると認めた社員に対し、携帯電話を貸与する。

第3条（使用上の心得）

　携帯電話を使用するときは、以下の点に留意しなければならない。

1. 最低限のマナーを守ること。病院など使用が禁止されている場所では、絶対に使用しないこと
2. 取引先との商談中は、電源を切っておくこと
3. 自動車運転中は、原則として電源を切っておくこと。やむを得ず使用するときは、安全な場所に停車させてから通話すること
4. 私用では絶対に使用しないこと
5. 高いコスト意識を持ち、無駄なく効率的な利用を心掛けること

第5条（破損・紛失）

1. 使用者の不注意によって携帯電話を破損したり、紛失したりしたときは、直ちに会社に報告しなければならない。
2. 携帯電話の破損、紛失については、その過失割合に応じて本人に実費を弁償させることがある。

付　　則

この規定は、　年　月　日から施行する。